

特定秘密保護法の廃止を求める意見書

安倍政権は「特定秘密の保護に関する法律案（特定秘密保護法案）」を衆参両院で強行採決し、同法は12月6日に「成立」した。しかし、同法は国民の「知る権利」や表現・言論の自由、取材・報道の自由を著しく制限しかねず、今回の強引な制定は将来に重大な禍根を残すものである。

同法は特定秘密の定義が極めて曖昧で、行政機関の長の判断次第で恣意的に秘密の範囲が際限なく拡大する危険性が高い。国会へ特定秘密を提供するかどうかは行政機関の判断に委ねられ、提供された情報を漏らせば国会議員も処罰対象になり、国会の国政調査権が大きく損なわれかねないことなど、懸念される点は数多い。

衆議院における審議の過程で、自民・公明・日本維新の会・みんなの党による修正がなされた。しかし恣意的な秘密の範囲拡大の懸念は何ら是正されていない上、秘密指定期間が「最長60年」とされ政府原案よりも大幅に後退している。また首相に「第三者機関的観点」からの関与を求め、秘密指定の統一基準を首相自身が作成し、指定や解除に対し説明・改善を閣僚に指示できるとしたが、内閣の長である首相の関与を「第三者的」と規定すること自体、全く筋が通っておらず、国民の不安は一向に払拭されていない。

国として特に厳格な管理が必要な情報があることは否定しないが、その場合も後世に検証可能な制度とすべきであり、政府が持っている情報は本来、国民が共有すべき財産であることが大前提である。特定秘密保護法には、そうした民主主義の基本理念が根本的に欠落している上、情報公開法や公文書管理法の拡充も進んでいない現状では到底、施行すべき状況にはないと考える。

非核平和・脱原発を進める本町においては、原子力発電関係情報の取得がより一層困難となることも懸念するところである。

よって、国会及び政府に対し「特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）」を廃止するよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

宮城県美里町議会 議長 吉田 眞悦

衆議院議長	伊吹 文明 殿
参議院議長	山崎 正昭 殿
内閣総理大臣	安倍 晋三 殿
内閣官房長官	菅 義偉 殿
特定秘密保護法担当大臣	森 まさこ 殿